

# 質 疑 回 答 書

令和 8 年 1 月 8 日

入札参加者各位

高知市上下水道事業管理者

山本 三四年

工事名 濱戸水再生センター水処理施設（4池目）機械設備工事（R7-1）

上記工事の質疑について下記のとおり回答します。

番 号	図 書 番 号	仕 様 書 ペー ジ	質 疑 事 項	回 答
1	3/13	—	既設のステップ水路流入可動堰及び返送汚泥水路流入可動堰にて止水が不可能な場合は別途仮設にて止水が必要となります。仮設が必要となった際は別途変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。	既存可動堰で止水した状態です。 変更については、工事請負契約書等に基づき協議します。
2	3/13	—	終沈流入水路が全共通水路になっているように見受けられますが、止水方法についてご教示ください。既設の角落し等で止水が不可能な場合、別途仮設が必要となります、別途変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。	角落しで常時止水した状態です。 変更については、工事請負契約書等に基づき協議します。
3	—	6	エアレーションタンク散気装置(3) 「ライザーパイプは2条とし切替て使用できるようにする」と記載がありますが、機器所掌外の配管・弁類について数量が変更となった際は、別途変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。	ライザーパイプ元弁以降は、機器所掌内として設計しております。 変更については、工事請負契約書等に基づき協議します。
4	—	15	エアレーションタンク散気装置(2) 「撤去した水中機械攪拌式曝氣装置は再使用するため、監督職員の指示する所に保管すること。」と記載がありますが、機器の劣化状況が不明であるため、再整備が必要となった際は別途変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。	整備は必要ありません。
5	5/13	—	今回施工箇所になっている返送汚泥水路について、施工期間中は返送汚泥流入を停止することは可能でしょうか。	共通返送汚泥水路内の本工事施工箇所への流入は、角落しで止水しております。

6	5/13	—	<p>今回施工箇所になっている返送汚泥水路は、管廊床排水ポンプ（2）の排水先になっておりますでしょうか。排水先になっていれば、仮設が必要となりますが、その際は別途変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>角落しの上流側に排水されております。 変更については、工事請負契約書等に基づき協議します。</p>
7	—	11	<p>No.7、No.8終沈汚泥引抜弁 「電磁弁は既存電磁弁箱内にて、・・・既存No.5、6引抜弁用電磁弁(3池目)と並列配管し据付を行うこと」と記載がありますが、既存電磁弁箱が弁増設に対応していない場合、電磁弁箱の改造が必要になりますが、別途変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>既存電磁弁箱内に増設スペースは十分にあり、弁増設に対応していると考えています。 変更については、工事請負契約書等に基づき協議します。</p>